

印紙税額表

番号	文書の種類	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書																						
1	<p>[不動産、鉱業権、無体財産権、船舶もしくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書] (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など</p> <p>[地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書] (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p>[消費貸借に関する契約書] (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p>[運送に関する契約書] (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船権、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table border="1" data-bbox="724 479 1264 1021"> <tr><td>1万円以上 10万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>10万円を超え 50万円以下のもの</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50万円を超え 100万円以下のもの</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 500万円以下のもの</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下のもの</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下のもの</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下のもの</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下のもの</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下のもの</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上 10万円以下のもの	200円	10万円を超え 50万円以下のもの	400円	50万円を超え 100万円以下のもの	1千円	100万円を超え 500万円以下のもの	2千円	500万円を超え 1千万円以下のもの	1万円	1千万円を超え 5千万円以下のもの	2万円	5千万円を超え 1億円以下のもの	6万円	1億円を超え 5億円以下のもの	10万円	5億円を超え 10億円以下のもの	20万円	10億円を超え 50億円以下のもの	40万円	50億円を超えるもの	60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの
1万円以上 10万円以下のもの	200円																								
10万円を超え 50万円以下のもの	400円																								
50万円を超え 100万円以下のもの	1千円																								
100万円を超え 500万円以下のもの	2千円																								
500万円を超え 1千万円以下のもの	1万円																								
1千万円を超え 5千万円以下のもの	2万円																								
5千万円を超え 1億円以下のもの	6万円																								
1億円を超え 5億円以下のもの	10万円																								
5億円を超え 10億円以下のもの	20万円																								
10億円を超え 50億円以下のもの	40万円																								
50億円を超えるもの	60万円																								
	<p>上記の1に該当する契約書のうち、[不動産の譲渡に関する契約書]で記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table border="1" data-bbox="724 1653 1299 2042"> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>1万 5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下のもの</td><td>4万 5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下のもの</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下のもの</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下のもの</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>54万円</td></tr> </table>	1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万 5千円	5千万円を超え 1億円以下のもの	4万 5千円	1億円を超え 5億円以下のもの	8万円	5億円を超え 10億円以下のもの	18万円	10億円を超え 50億円以下のもの	36万円	50億円を超えるもの	54万円											
1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万 5千円																								
5千万円を超え 1億円以下のもの	4万 5千円																								
1億円を超え 5億円以下のもの	8万円																								
5億円を超え 10億円以下のもの	18万円																								
10億円を超え 50億円以下のもの	36万円																								
50億円を超えるもの	54万円																								

2	<p>【請負に関する契約書】</p> <p>(注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。</p> <p>(例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table border="1"> <tr><td>1万円以上 100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 200万円以下のもの</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下のもの</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下のもの</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下のもの</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下のもの</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下のもの</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下のもの</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下のもの</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上 100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下のもの	400円	200万円を超え 300万円以下のもの	1千円	300万円を超え 500万円以下のもの	2千円	500万円を超え 1千万円以下のもの	1万円	1千万円を超え 5千万円以下のもの	2万円	5千万円を超え 1億円以下のもの	6万円	1億円を超え 5億円以下のもの	10万円	5億円を超え 10億円以下のもの	20万円	10億円を超え 50億円以下のもの	40万円	50億円を超えるもの	60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの						
1万円以上 100万円以下のもの	200円																														
100万円を超え 200万円以下のもの	400円																														
200万円を超え 300万円以下のもの	1千円																														
300万円を超え 500万円以下のもの	2千円																														
500万円を超え 1千万円以下のもの	1万円																														
1千万円を超え 5千万円以下のもの	2万円																														
5千万円を超え 1億円以下のもの	6万円																														
1億円を超え 5億円以下のもの	10万円																														
5億円を超え 10億円以下のもの	20万円																														
10億円を超え 50億円以下のもの	40万円																														
50億円を超えるもの	60万円																														
	<p>上記の【請負に関する契約書】のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table border="1"> <tr><td>1千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>1万 5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下のもの</td><td>4万 5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 5億円以下のもの</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下のもの</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え 50億円以下のもの</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>54万円</td></tr> </table>	1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万 5千円	5千万円を超え 1億円以下のもの	4万 5千円	1億円を超え 5億円以下のもの	8万円	5億円を超え 10億円以下のもの	18万円	10億円を超え 50億円以下のもの	36万円	50億円を超えるもの	54万円																	
1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万 5千円																														
5千万円を超え 1億円以下のもの	4万 5千円																														
1億円を超え 5億円以下のもの	8万円																														
5億円を超え 10億円以下のもの	18万円																														
10億円を超え 50億円以下のもの	36万円																														
50億円を超えるもの	54万円																														
3	<p>【約束手形、為替手形】</p> <p>(注)</p> <p>1. 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。</p> <p>2. 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。</p>	<p>記載された手形金額が</p> <table border="1"> <tr><td>10万円以上 100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え 200万円以下のもの</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え 300万円以下のもの</td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え 500万円以下のもの</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え 1千万円以下のもの</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え 2千万円以下のもの</td><td>4千円</td></tr> <tr><td>2千万円を超え 3千万円以下のもの</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>3千万円を超え 5千万円以下のもの</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え 1億円以下のもの</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え 2億円以下のもの</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>2億円を超え 3億円以下のもの</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>3億円を超え 5億円以下のもの</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え 10億円以下のもの</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>10億円を超えるもの</td><td>20万円</td></tr> </table>	10万円以上 100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下のもの	400円	200万円を超え 300万円以下のもの	600円	300万円を超え 500万円以下のもの	1千円	500万円を超え 1千万円以下のもの	2千円	1千万円を超え 2千万円以下のもの	4千円	2千万円を超え 3千万円以下のもの	6千円	3千万円を超え 5千万円以下のもの	1万円	5千万円を超え 1億円以下のもの	2万円	1億円を超え 2億円以下のもの	4万円	2億円を超え 3億円以下のもの	6万円	3億円を超え 5億円以下のもの	10万円	5億円を超え 10億円以下のもの	15万円	10億円を超えるもの	20万円	<p>1. 記載された手形金額が10万円未満のもの</p> <p>2. 手形金額の記載のないもの</p> <p>3. 手形の複本又は謄本</p>
10万円以上 100万円以下のもの	200円																														
100万円を超え 200万円以下のもの	400円																														
200万円を超え 300万円以下のもの	600円																														
300万円を超え 500万円以下のもの	1千円																														
500万円を超え 1千万円以下のもの	2千円																														
1千万円を超え 2千万円以下のもの	4千円																														
2千万円を超え 3千万円以下のもの	6千円																														
3千万円を超え 5千万円以下のもの	1万円																														
5千万円を超え 1億円以下のもの	2万円																														
1億円を超え 2億円以下のもの	4万円																														
2億円を超え 3億円以下のもの	6万円																														
3億円を超え 5億円以下のもの	10万円																														
5億円を超え 10億円以下のもの	15万円																														
10億円を超えるもの	20万円																														

	①一覧払のもの、 ②金融機関相互間のもの、 ③外国通貨で金額を表示したもの、 ④非居住者円表示のもの、 ⑤円建銀行引受手形	200 円											
	社債等を担保として日本銀行が行う買入オペレーションの対象手形	200 円											
4	<p>[株券、出資証券もしくは社債権又は証券投資信託、貸付信託もしくは特定目的信託の受益証券]</p> <p>(注) 出資証券には、投資証券を含みます。</p>	<p>記載された券面金額が</p> <table border="1" data-bbox="724 696 1190 1182"> <tr> <td>500 万円以下のもの</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>500 万円を超え 1 千万円以下のもの</td> <td>1 千円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円を超え 5 千万円以下のもの</td> <td>2 千円</td> </tr> <tr> <td>5 千万円を超え 1 億円以下のもの</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>1 億円を超えるもの</td> <td>2 万円</td> </tr> </table> <p>(注) 株券、投資証券については、1 株(1 口)当たりの発行価額に株数(口数)を掛けた金額を券面金額とします。</p>	500 万円以下のもの	200 円	500 万円を超え 1 千万円以下のもの	1 千円	1 千万円を超え 5 千万円以下のもの	2 千円	5 千万円を超え 1 億円以下のもの	1 万円	1 億円を超えるもの	2 万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2. 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3. 一定の要件を満たしている株式分割、一単元の株式の数の変更等に伴い平成 19 年 3 月 31 日までに新たに作成する株式等 4. 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに発行する株券
500 万円以下のもの	200 円												
500 万円を超え 1 千万円以下のもの	1 千円												
1 千万円を超え 5 千万円以下のもの	2 千円												
5 千万円を超え 1 億円以下のもの	1 万円												
1 億円を超えるもの	2 万円												
5	[合併契約書又は分割契約書もしくは分割計画書]	4 万円											

	<p>(注)</p> <p>1. 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社又は相互会社の合併契約書に限ります。</p> <p>2. 株式会社又は有限会社の分割契約書又は分割計画書に限ります。</p>		
6	<p>[定款]</p> <p>(注)</p> <p>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。</p>	4万円	株式会社、有限会社又は相互会社の定款のうち公証人の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	<p>[継続的取引の基本となる契約書]</p> <p>(注)</p> <p>契約期間が3ヶ月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。</p> <p>(例)</p> <p>売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など</p>	4千円	
8	<p>[預金証書、貯金証書]</p>	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預金額が1万円未満のもの
9	<p>[貨物引換証、倉庫証券、船荷証券]</p> <p>(注)</p> <p>1. 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。</p> <p>2. 倉庫証券には農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券は含みません。</p>	200円	船荷証券の謄本

10	[保険証券]	200 円																													
11	[信用状]	200 円																													
12	[信託行為に関する契約書] (注) 信託証書を含みます。	200 円																													
13	[債務の保証に関する契約書] (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200 円	身元保証に関する法律に定める身元保証に関する契約書																												
14	[金銭又は有価証券の寄託に関する契約書]	200 円																													
15	[債権譲渡又は債務引受けに関する契約書]	記載された契約金額が 1 万円以上のもの 200 円 契約金額の記載のないもの 200 円	記載された契約金額が 1 万円未満のもの																												
16	[配当金領収証、配当金振込通知書]	記載された配当金額が 3 千円以上のもの 200 円 配当金額の記載のないもの 200 円	記載された配当金額が 3 千円未満のもの																												
17	[売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書] (注) 1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2. 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が <table border="1"> <tr><td>100 万円以下のもの</td><td>200 円</td></tr> <tr><td>100 万円を超え 200 万円以下のもの</td><td>400 円</td></tr> <tr><td>200 万円を超え 300 万円以下のもの</td><td>600 円</td></tr> <tr><td>300 万円を超え 500 万円以下のもの</td><td>1 千円</td></tr> <tr><td>500 万円を超え 1 千万円以下のもの</td><td>2 千円</td></tr> <tr><td>1 千万円を超え 2 千万円以下のもの</td><td>4 千円</td></tr> <tr><td>2 千万円を超え 3 千万円以下のもの</td><td>6 千円</td></tr> <tr><td>3 千万円を超え 5 千万円以下のもの</td><td>1 万円</td></tr> <tr><td>5 千万円を超え 1 億円以下のもの</td><td>2 万円</td></tr> <tr><td>1 億円を超え 2 億円以下のもの</td><td>4 万円</td></tr> <tr><td>2 億円を超え 3 億円以下のもの</td><td>6 万円</td></tr> <tr><td>3 億円を超え 5 億円以下のもの</td><td>10 万円</td></tr> <tr><td>5 億円を超え 10 億円以下のもの</td><td>15 万円</td></tr> <tr><td>10 億円を越えるもの</td><td>20 万円</td></tr> </table> 受取金額の記載のないもの 200 円	100 万円以下のもの	200 円	100 万円を超え 200 万円以下のもの	400 円	200 万円を超え 300 万円以下のもの	600 円	300 万円を超え 500 万円以下のもの	1 千円	500 万円を超え 1 千万円以下のもの	2 千円	1 千万円を超え 2 千万円以下のもの	4 千円	2 千万円を超え 3 千万円以下のもの	6 千円	3 千万円を超え 5 千万円以下のもの	1 万円	5 千万円を超え 1 億円以下のもの	2 万円	1 億円を超え 2 億円以下のもの	4 万円	2 億円を超え 3 億円以下のもの	6 万円	3 億円を超え 5 億円以下のもの	10 万円	5 億円を超え 10 億円以下のもの	15 万円	10 億円を越えるもの	20 万円	次の受取書は非課税 1. 記載された受取金額が 3 万円未満のもの 2. 営業に関しないもの 3. 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書
100 万円以下のもの	200 円																														
100 万円を超え 200 万円以下のもの	400 円																														
200 万円を超え 300 万円以下のもの	600 円																														
300 万円を超え 500 万円以下のもの	1 千円																														
500 万円を超え 1 千万円以下のもの	2 千円																														
1 千万円を超え 2 千万円以下のもの	4 千円																														
2 千万円を超え 3 千万円以下のもの	6 千円																														
3 千万円を超え 5 千万円以下のもの	1 万円																														
5 千万円を超え 1 億円以下のもの	2 万円																														
1 億円を超え 2 億円以下のもの	4 万円																														
2 億円を超え 3 億円以下のもの	6 万円																														
3 億円を超え 5 億円以下のもの	10 万円																														
5 億円を超え 10 億円以下のもの	15 万円																														
10 億円を越えるもの	20 万円																														

	<p>[売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書]</p> <p>(例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金受取書など</p>	<p>1 通につき 200 円</p> <p>受取金額の記載のないもの 200 円</p>	
18	<p>[預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳]</p>	<p>1 年ごとに 200 円</p>	<p>1. 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳</p> <p>2. 所得税が非課税となる普通預金通帳など</p> <p>3. 納税準備預金通帳</p>
19	<p>[消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳]</p> <p>(注) 18 に該当する通帳を除きます。</p>	<p>1 年ごとに 400 円</p>	
20	<p>[判取帳]</p>	<p>1 年ごとに 4 千円</p>	